

戦前日本の社会事業・社会福祉資料

第2期

児童の生活状態 浮浪・家出・自殺／私生子 農繁期託児 障害児・障害児施設（上）

戦前の児童保護の諸問題を 当時の実態資料により解明する！

戦前日本の社会事業・社会福祉資料は、いわゆる近代日本以降の、戦前期と呼ばれる時期（1870年代から1940年代半ばの太平洋戦争敗戦までの時期）を取り上げ、そこで営まれた人々の生活と社会の中で誕生し展開された社会事業・社会福祉（その発端である慈善・救済を含む）にかかる事象について、実態資料によって跡づけようとする試みである。

第2期には、内容的には数多くの分野・領域における児童保護事業（児童福祉）のうちから、児童の生活状態（第1～3巻）、浮浪・家出・自殺など私生子問題（第4巻）、農繁期託児（第5～8巻）、障害児・障害児施設（上）（第9～10巻）の4つのテーマを対象とした諸卷により構成される。

そのそれには、当時の子どもたちを取り巻く、幾多の困難や深刻な問題があり、人々はそれらと向き合い、格闘し、その解決に向けて努力してきた。その一端をこの資料集から汲み取っていただきたい。

【企画・監修】寺脇隆夫（元長野大学・浦和大学教授）

【編　　者】石原剛志（静岡大学教授）

大石茜（筑波大学大学院人文社会科学研究科博士後期課程）

月田みづえ（昭和女子大学非常勤講師）

【体　　裁】B5判上製・5222頁・全10巻

【定　　価】揃本体280,000円 ※分売不可、価格税別

ISBN978-4-7601-5026-7

おすすめします

社会福祉学研究者 行政学研究者
社会政策学研究者 日本社会史研究者
生活問題研究者 大学図書館・公共図書館
法学研究者

柏書房

〒113-0033 東京都文京区本郷2-15-13
Tel.03-3830-1891 Fax.03-3830-5337
URL http://www.kashiwashobo.co.jp
E-mail eigo@kashiwashobo.co.jp

取扱店

（本資料集の特長）

- ・戦前期に作成された重要な基本資料を精選復刻。本シリーズにより、わが国の社会事業制度史の歩みが一望できる。
- ・わが国社会事業史・社会福祉史における幅広い分野の基礎資料を半年ごとに順次刊行。戦前期の日本社会全般の研究に活用可能な資料集として、新たなスタンダードとなる。
- ・各種調査資料や入手困難な文献資料も多数収録。幅広い研究に応用できる歴史文献データベースとして研究室必備の資料集。
- ・今後の研究の道標となるように、それぞれの分野の専門家による的確な資料解説を付した。

シリーズ／戦前日本の社会事業・社会福祉資料 刊行にあたって

寺脇隆夫

現在の社会福祉の歴史は、近代日本で「慈善事業」・「救済事業」と呼ばれた明治期から、大正～昭和期に発展・拡大した「社会事業」のあゆみとその営みに基盤がある。

日露戦争（1904～05）、米騒動（1918）などを契機に、急速な近代化への波が押し寄せ、人々の生活は新たな貧困や苦難にさらされる。しかし、それらに対処する行政施策や政策は不十分であった。そうしたなか、各分野で民間のさまざまな事業（施設・団体）が登場し、その活動が展開される。わずかながらも行政、法制度にも変化がもたらされていく。こうして「社会事業」と呼ばれる営みが形成されていったのである。

だが、盧溝橋事件（1937）により日中戦争が本格化し、軍国主義化の波のなかで、社会事業は「厚生事業」へと変質し、太平洋戦争（1941）によって崩壊してしまう。しかし、第二次大戦後の社会事業の急速な復活・拡大は、新憲法による民主主義体制への変化も影響したが、戦前からの社会事業の基盤があつてこそ可能になった。こうして、それらは「社会福祉」と呼ばれるようになったのであり、そうした歴史に学ぶものは数多いと考える。

本シリーズは、「社会事業」の登場から形成・発展にかかわる歴史を、当時（前史期含め50～60年程度）の社会事業の各分野・領域ごとに、それらのさまざまな実態を記録した基礎資料そのものによって物語ろうとするものである。文字通り、実証的な研究に役立つ資料集としたいと思っている。

特徴的なのは、以下の全体構想（案）に示すように80近くにのぼる分野・領域ごとに区分し、詳細に実態を見ることが出来るようにしたことである。そのため、刊行に長期的な期間を要する企画となった。

収録の対象としたのは、当時の社会事業に含まれる数多くの分野・領域での、①戦前期の社会事業体制にかかわる政策・行政、法制（案レベル含む）関係、②それらの事業（施設・団体）の活動や利用状況、③それらの背景となった人々の営みや生活実態などを物語る基礎資料である。

本シリーズは半年ごとに1期ずつ刊行するが、シリーズにとくに順番はなく、1期分は概ね2～4分野・領域の組み合わせとなる。各分野・領域ごとに資料リスト・資料・解説を添付するが、「資料リスト」は、非収録分を含めたものを掲載し、「資料」は紙幅の許す範囲で出来るだけ数多く掲載することにした。編者は、社会事業史研究のベテランから若手までの専門家40人余に委嘱し、その執筆になる「解説」で当該分野の流れや資料の位置づけを行なってもらった。

戦前日本の社会事業・社会福祉資料 全体構成

- 第1期 保育・託児（常設） 子守学校／工場鉱山の保育 売児・児童虐待【刊行済】
第2期 児童の生活状態 浮浪・家出・自殺／私生子 農繁期託児 障害児・障害児施設（上）
【2018年6月刊行】
第3期 児童保護事業 児童相談 児童遊園 障害児・障害児施設（下）【2018年12月刊行予定】

今後の収録予定内容

- 困窮・貧困者・救助・救護
浮浪・ルンパン・乞食・行路病者
屑拾い・バタヤ・残飯・残食物
木賃宿・無料・簡易宿泊所（公営）
水上生活者・海上生活者（水上児童を含む）
貧民窟・スラム・不良住宅地区
住宅困窮・住宅難・家賃問題
公的住宅対策（公営・同潤会・住宅組合）
生計・家計・物価問題
救療・医療保護・軽費診療・済生会
災害救助
産業災害・鉱工業災害・戦争災害
軍事援護・傷痍者・遺族
軍事徵用・労務動員
職業紹介事業（登録失業者）・職業補導
経済保護事業一般
公設市場
公設質屋
公設食堂・公衆浴場
内職
授産事業・授産施設
隣保事業・セツルメント・方面館・市民館
農村社会事業（漁村含む）
乳児死亡・出生・死亡状況
妊娠婦・母子保健・乳幼児保健
欠食児・栄養不良児・給食制度・栄養補給
病虚弱児・病弱児施設・対策
昼夜乳児保育・乳児院
里子・家庭養育委託
貧児教育・不就学・長欠・中退・就学奨励
児童労働・児童の就業状況
小卒児の進路就職状況・就職対策
少年職業紹介・就職後指導
不良・非行（浮浪児童含む）問題一般
感化院・少年教護院・感化事業
少年院・少年審判所・保護少年
幼年監獄・少年受刑者
母子家庭・母子寮・母子ホーム・父子家庭
子守・女中・家政婦
桂庵・口入・營利職業紹介・芸娼妓斡旋
人身売買・身売・婦女出稼問題
娼婦・芸娼妓・公娼廃止運動・売買春
養老事業・養老院・老齢・高齢者・浴風会
障害者（不具廢疾者）・啓成社
精神病者・同療養所・麻薬中毒者
ハンセン氏病（結核病）者・同療養所
結核患者・同療養所
花柳病（性病）
出獄人・刑余者保護・司法保護事業
被植民地朝鮮人（いわゆる内地居住の）
社会事業（施設・団体）名鑑・一覧類
社会事業の要覧・概要類
社会事業（施設・団体）の統計・調査
社会事業行政・財政
社会事業（施設・団体）への奨励助成
委員制度（方面委員・救護委員）
社会事業の連絡団体（社会事業協会など）
社会事業（施設・団体）の実情・実態
社会事業（施設・団体）の経営・資産・寄付
社会事業（施設・団体）の入所者・利用者
社会事業（施設・団体）の職員
社会事業（施設・団体）の従事者養成・職員養成
戦時体制下の社会事業の変容

*本シリーズの刊行は長期にわたるため、内容は変更となる場合もあります。

戦前におけるわが国の社会事業は、多岐にわたる児童福祉の諸問題にどう対処したか？



年	月	関係事項（背景は省略）
880 (明治 13)	1	樂善会、東京訓盲啞院開校 (83.1 国・文部省に移管)、88.10 東京盲啞学校と改称
890 (明治 23)	-	鳥取県で、筧雄平が最初と思われる農繁期託児所開設
891 (明治 24)	10	濃尾地震罹災孤児の引き取り活発に 91.12 滝乃川学園（精神薄弱児施設）開設
899 (明治 32)	3	行旅病人及行旅死亡人取扱法、99.7 施行
900 (明治 33)	3	感化法公布、01.8 施行 精神病者監護法公布、00.7 施行
	7	東京市養育院、感化設置 (05.10 井の頭学校、39.8 萩山実務学校に改称)
903 (明治 36)	4	東京市、特殊尋常小学校 (万年小など 4 校) 設置
908 (明治 41)	4	感化法改正 (府県に感化院設置の義務付け、以後、設置施設急)
909 (明治 42)	7	京都に白川学園（精神薄弱児施設）設立
910 (明治 43)	4	東京盲啞学校、東京盲学校と東京聾啞学校に分離
911 (明治 44)	1	原胤昭、浮浪少年保護の取り組み始める
913 (大正 2)	4	東京府、幼少年護所を開設 (小石川職業紹介所に附設)
916 (大正 5)	2	大阪市で、桃花塾（虚弱児・障害児施設）設立
	9	工場法施行 (女子・児童の深夜業禁止、児童就労最低年齢12歳未満)
	-	三重県（神前村）で、洗心保育園（季節託児）が開設
917 (大正 6)	8	内務省地方局に救護課設置、19.12 社会課と改称
919 (大正 8)	6	東京府下（伊豆大島）に藤倉学園（精神薄弱児施設）設立
	7	大阪市、児童相談所を設置
920 (大正 9)	4	東京府、児童保護員を設置 (30人)、活発な活動展開
	8	内務省、社会局（内局）設置、22.11 外局に昇格
921 (大正 10)	-	この前後から農繁期託児所、各地で開設 (1920: 石川県国府村、1921: 滋賀県瀬田町・愛媛県湯山村など)
922 (大正 11)	4	少年法・矯正院法公布、ともに 23.1 施行
923 (大正 12)	3	工業労働者最低年齢法公布、26.7 施行 (就業最低年齢14歳に)
	8	盲学校令及聾啞学校令公布、24.4 施行
924 (大正 13)	-	この年に、農繁期季節託児所の開設数は全国で100ヶ所を大きく越える
925 (大正 14)	5	全国社会事業大会で、児童保護法制定の建議
926 (大正 15)	12	第一回全国児童保護事業会議開催 (児童扶助法案制定の建議)
	12	愛國婦人会本部、「農村託児所設置要項並ニ実施参考」を発刊
927 (昭和 2)	2	三田谷教育治療院（精神薄弱児施設）開設（兵庫県）
	12	社会事業調査会答申「児童保護事業に関する体系」(児童扶助法案要項など)
928 (昭和 3)	10	学齢児童就学奨励規定公布・施行
929 (昭和 4)	8	朝日新聞社会事業団、優良農繁期託児所の表彰 (以後、毎年実施)
930 (昭和 5)	5	第二回全国児童保護事業大会 30.12 小金井治療教育所（精神薄弱児施設）開設
	-	この30年度の農繁期季節託児所の開設数、全国で2519ヶ所（社会局社会部調査）
931 (昭和 6)	-	東北・北海道冷害、凶作飢饉・不況深刻化 娘身売続出、家族離散・親子心中多発
932 (昭和 7)	7	文部省の欠食児童調査 20万人に
	11	中央社会事業協会、季節託児所施設標準を決定、33年の開設数 5745ヶ所
933 (昭和 8)	4	児童虐待防止法公布、33.10 施行 5 少年教護法公布、33.10 施行
934 (昭和 9)	6	第三回全国児童保護事業大会 34.10 精神薄弱児愛護協会設立
937 (昭和 12)	3	母子保護法公布、38.1 施行 37 年度季節保育所開設、全国で 1 万 1260 ヶ所
938 (昭和 13)	1	厚生省新設 (旧社会局は廃止)、児童課新設
	1	満蒙開拓青少年義勇軍募集開始、内原訓練所（茨城）から現地への送出人員 (38年度: 2万1999人、45年度までに計 8万6530人)
940 (昭和 15)	9	中央社会事業委員会答申「児童保護ニ関スル具体的方策(時局下児童保護急施ニ関スル件)」
	11	厚生省、有料多子家庭（子10人以上）を表彰
	-	40 年度の季節保育所開設数、全国で 2 万 2758 ヶ所
941 (昭和 16)	3	国民学校令公布、4 施行 41.4 季節保育所設置補助要綱制定
942 (昭和 17)	2	民法改正により「私生児」の呼称廃止される
	5	東京板橋に整肢療護園開設（肢体不自由児施設）
944 (昭和 19)	4	大都市学童の集団疎開を閣議決定、8 東京の集団疎開第一陣出発
	-	44 年度季節保育所開設数、全国で 5 万 320 ヶ所に達する